

さくら市訓令第7号

さくら市建設工事成績評定結果通知実施要領を次のように定める。

平成21年3月31日

さくら市長 秋元 喜平

さくら市建設工事成績評定結果通知実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、さくら市建設工事成績評定要領第7条の規定に基づき、市が発注する建設工事成績評定通知について必要な事項を定めるものとする。

(評定結果の通知)

第2条 市長は、検査員から工事成績評定表の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定結果を工事成績評定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(説明の請求方法)

第3条 前条による通知を受けた請負者は、通知した日の翌日から起算して7日(さくら市の休日を定める条例(平成17年さくら市条例第2号)に定める市の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に説明請求書(様式第2号)を提出し、市長に評定の内容について説明を請求することができるものとする。

2 説明請求書の提出先は、総務部財政課とする。

(説明の請求に対する回答)

第4条 市長は、前条による説明の請求を受けた場合は、さくら市建設工事成績評定評価委員会に付託し、その審査結果を踏まえたうえで同委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内にその結果を説明請求に対する回答書(様式第3号)により回答するものとする。

(説明の請求の却下)

第5条 市長は、第3条による説明の請求を受けた場合は、請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することができるものとする。

2 請求を却下した場合は、請負者に対して説明請求却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

その1

第 号
年 月 日

（請負者）

商号又は名称

代表者氏名

様

さくら市長



工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、さくら市建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この書面を通知した日の翌日から起算して7日（「休日」を除く）以内に説明請求書により、説明を請求することができます。

説明請求に対する回答は、書面で行います。

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

4 完成検査年月日 年 月 日

5 評定点 点（項目別評定点は別表のとおり）

（5 修正評定点 点（評定点が修正された場合のみ））

6 送付先及び問い合わせ先

〒329 - 1392 さくら市氏家 2771

さくら市総務部財政課

028 - 681 - 1122

その2

別表

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1 施工体制	施工体制一般	/ 3.2 点
	配置技術者	/ 3.8 点
2 施工状況	施工管理	/ 11.7 点
	工程管理	/ 9.3 点
	安全対策	/ 10.7 点
	対外関係	/ 3.4 点
3 出来形及び出来栄え	出来形	/ 13.9 点
	品質	/ 15.9 点
	出来栄え	/ 8.5 点
4 高度技術	高度技術力	/ 7.8 点
5 創意工夫	創意工夫	/ 5.4 点
6 社会性等	地域への貢献度	/ 6.4 点
7 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		/ 100.0 点

備考 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

さくら市長 様

（請負者）

商号又は名称

代表者氏名

印

説明請求書

年 月 日付けで通知のありました次の工事の成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 工事成績評定通知書別表の項目別評定点に疑問のある項目と細別
- 4 3の説明を請求する理由

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（請負者）

商号又は名称

代表者氏名

様

さくら市長



説明請求に対する回答書

年 月 日付けで貴社から説明を求められたことについて、回答します。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 疑問に対する回答

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（請負者）

商号又は名称

代表者氏名

様

さくら市長



説明請求却下通知書

年 月 日付けで貴社から説明を求められたことについて、却下しましたので通知します。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 却下理由